

令和5年度 新入生通学許可区域

市(区)・郡		通学許可区域 (令和4年11月現在の校区で表示しています。)
広島市	中区	全小学校区
	東区	次の小学校区を除いた全小学校区 ・温品小学校区・上温品小学校区・福木小学校区
	南区	似島小学校区を除いた全小学校区
	西区	山田小学校区を除いた全小学校区
	安佐南区	長束小学校区, 祇園小学校区, 原南小学校区 原小学校区, 中筋小学校区, 東野小学校区 古市小学校区, 大塚小学校区, 伴南小学校区のみ
	安芸区	船越小学校区のみ
	佐伯区	石内北小学校区のみ (旧 伴南小学校区)
安芸郡		府中町全小学校区
		海田町全小学校区

注 意

- 本校では通学上の安全確保のため、通学許可区域を定めています。したがって、上の通学許可区域一覧表に示した範囲内に、現に居住している方及び令和5年4月1日までに居住する方以外の願書受付はお断りします。
- 上記通学許可区域は、卒業時まで厳守していただきます。

卒業時まで、通学許可区域外から通学していることが判明した場合には、速やかに転校していただきます。
--
- 通学方法は、徒歩または、公共の交通機関の利用に限ります。自家用車、タクシー、自転車での通学は認めません。